イ　歩道

群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳集団施設地区）及び同町（谷川岳集団施設地区）から新潟県南魚沼郡湯沢町（蓬峠・歩道合流点）及び同県南魚沼市（清水峠・歩道合流点）まで	
群馬県利根郡みなかみ町（土合口）から同町（谷川岳山頂・歩道合流点）まで	
群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳集団施設地区）及び同町（谷川岳集団施設地区）から同町（谷川岳山頂・歩道合流点）まで	
群馬県利根郡みなかみ町（谷川温泉）及び同町（二俣・国立公園境界）から同町（谷川岳山頂・歩道合流点）まで	
群馬県利根郡みなかみ町（川古温泉）から同町（大源太山・歩道合流点）及び同町（毛渡乗越・歩道合流点）まで	
群馬県利根郡みなかみ町（法師温泉）から同町（谷川岳山頂・歩道合流点）まで	
群馬県利根郡みなかみ町（上越大橋・歩道分岐点）から同町（永井・国立公園境界）まで	
群馬県利根郡みなかみ町（三国峠）から同町（赤沢山・歩道合流点）まで	
群馬県利根郡みなかみ町（法師温泉）から同町（赤沢山・歩道合流点）まで	

（五）　運輸施設

種類	位置又は区間
索道運送施設	群馬県吾妻郡みなかみ町（土合・谷川岳集団施設地区）から群馬県利根郡みなかみ町（天神平）まで
索道運送施設	群馬県利根郡みなかみ町（谷川岳天神平）から同町（谷川岳天神平）まで

二　上信越高原国立公園の区域のうち、群馬県及び長野県草津・万座・浅間地域の区域内における公園計画を次のとおり変更する。

（一）　特別地域に次の区域を追加する。

群馬県吾妻郡中之条町内国有林吾妻森林管理署一四八林班、一四九林班及び一五二林班の各一部

群馬県吾妻郡中之条町大字入山の一部

（二）　第二種特別地域に次の区域を追加する。

群馬県吾妻郡中之条町内国有林吾妻森林管理署一四八林班、一四九林班及び一五二林班の各一部

群馬県吾妻郡中之条町大字入山の一部

（三）　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	群馬県吾妻郡中之条町（チャツボミゴケ公園）

（四）　次の歩道を削除する。

群馬県吾妻郡草津町（大平湿原・歩道分岐点）から同郡中之条町（国立公園境界）まで

（五）　次の歩道を追加する。

群馬県吾妻郡草津町（大平湿原・歩道分岐点）から同郡中之条町（国立公園境界）及び同町（チャツボミゴケ公園）まで

三　上信越高原国立公園の区域のうち、新潟県及び長野県妙高・戸隠地域の区域内における公園計画を次のとおり変更する。

（一）　特別地域から次の区域を削除する。

新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署八九林班、九〇林班、九三林班及び九九林班の全部並びに九七林班及び九八林班の各一部

新潟県糸魚川市大字大平、大字梶山及び大字中川原新田の各一部

新潟県妙高市内国有林上越森林管理署一一林班、一三林班から二三林班まで及び二五林班から六五林班までの全部並びに一二林班、六六林班及び六七林班の各一部

新潟県妙高市大字赤倉、大字毛祝坂、大字坂口新田、大字杉野沢、大字関川、大字関山、大字田口及び大字二俣の各一部

長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇〇一林班から一〇〇三林班まで、一〇二五林班から一〇三二林班まで、一〇四一林班から一〇五〇林班まで、一〇五六林班から一〇五九林班まで及び一〇六四林班から一〇六六林班までの全部並びに一〇三四林班、一〇三五林班、一〇四〇林班及び一〇五一林班から一〇五五林班までの各一部

長野県長野市内国有林上越森林管理署六六林班及び六七林班の各一部

長野県長野市大字上ヶ屋、大字鬼無里、大字戸隠、大字戸隠栃原、大字戸隠豊岡及び大字富田の各一部

長野県北安曇郡小谷村内国有林中信森林管理署六〇七林班から六一三林班までの全部並びに六〇二林班及び六〇三林班の各一部

長野県北安曇郡小谷村大字中土の一部

長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇〇二林班から一〇〇八林班まで、一〇二四林班及び一〇八〇林班の全部並びに一〇〇九林班、一〇一一林班、一〇一二林班、一〇一四林班、一〇一五林班、一〇一八林班、一〇二一林班から一〇二三林班まで及び一〇三三林班から一〇三八林班までの各一部

長野県上水内郡信濃町野尻湖の全部並びに大字富濃、大字野尻及び大字古海の各一部

長野県上水内郡飯綱町内国有林北信森林管理署一〇三八林班から一〇四〇林班までの各一部

長野県上水内郡飯綱町大字川上の一部

（二）　特別保護地区から次の区域を削除する。

新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署九〇林班、九三林班及び九七林班の各一部

新潟県妙高市内国有林上越森林管理署一一林班、一三林班、一四林班、一六林班、二六林班、三六林班、三七林班、三九林班、四一林班、四二林班、四四林班、四七林班から四九林班まで、六三林班及び六七林班の各一部

長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇二七林班、一〇二八林班及び一〇四六林班から一〇五九林班までの各一部

長野県長野市内国有林上越森林管理署六七林班の一部

長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇八〇林班の全部

（三）　第一種特別地域から次の区域を削除する。

新潟県糸魚川市内国有林上越森林管理署九九林班の全部並びに九三林班及び九七林班の各一部

新潟県妙高市内国有林上越森林管理署二六林班、三一林班、三四林班から三七林班まで、三九林班から四二林班まで、四四林班及び四七林班から四九林班までの各一部

新潟県妙高市大字関川の一部

長野県長野市内国有林北信森林管理署一〇三五林班、一〇四〇林班から一〇四二林班まで、一〇四五林班及び一〇五二林班から一〇五九林班までの各一部

長野県北安曇郡小谷村内国有林中信森林管理署六〇二林班、六〇三林班、六〇七林班、六〇八林班、六一〇林班及び六一一林班の各一部

長野県上水内郡信濃町内国有林北信森林管理署一〇〇六林班の一部

長野県上水内郡飯綱町内国有林北信森林管理署一〇三九林班の一部